

つくタク乗降場所の新設基準

つくタク乗降場所の新設の要望にあたっては、以下の条件や手順を御確認いただき、必要書類を提出してください。

1 要望受付スケジュール

新設要望の受付期間は、以下のとおりです。

- 10月新設分：要望受付期間 2月～7月
- 4月新設分：要望受付期間 8月～1月

※例えば、令和7年(2025年)10月に新設を希望する場合、令和7年(2025年)2月～7月に要望していただく必要があります。

※受付期間外の要望は、次回受付期間内の審査対象となります。

2 要望の対象者

つくタク乗降場所の新設の際には、当該施設における駐車場の有無や利用可否の確認が必要となります。要望にあたっては、必ずつくタク乗降場所の新設を希望する施設の管理者や責任者が行ってください。

※個人からの要望には対応できませんので御了承ください。

3 新設対象となる施設

つくタク乗降場所の設置対象施設は以下の通りです。

- 市公共施設（例：市役所、コミュニティセンターなど）
- 医療施設（例：特定機能病院、地域医療病院、その他病院、診療所、薬局など）

※「医療施設」の定義は「つくば市立地適正化計画データ集（P5-1）」に準拠します。

- 食料品・日用品を取り扱う商業施設（例：スーパーマーケット、ドラッグストアなど）
- 大規模商業施設

※「大規模商業施設」の定義は「大規模小売店舗立地法」に基づき、茨城県に届出がなされている施設とします。

4 設置に関する条件

要望を行う場合、以下の条件を満たす必要があります。

(1) 設置場所

- 駐車場など施設の敷地内に乗降場所を設置します。
- 安全性確保のため、道路上への設置は行いません。
- 原則、施設の玄関や窓などに、静電気圧着タイプの「乗降場所シール」を貼り付けていただきます。

※つくタクは公共交通であり、乗降場所のある施設の利用者・関係者以外の方も利用する場合があります（利用者の限定はできません）。

(2) 利用時間の承諾

平日9時～16時30分の間、つくタク利用者の敷地内立ち入りを承諾してください。

(3) 距離条件

- 一般施設の場合、既存の乗降場所から300m以上離れている必要があります。
- 医療施設の場合、既存の乗降場所から150m以上離れている必要があります。

※つくタク乗降場所マップは、つくタクweb (<https://tsuku-taku.com/>) から確認可能です。

※距離の測定方法は、直線距離ではなく、実際の歩行距離（地図上の実測距離）を使用します。

5 新設要望の手順

新設要望を行う場合は、以下の手順に従ってください

(1) 提出書類

つくタク乗降場所の設置要望書

※要望書の様式は、つくば市ホームページ（乗り合いタクシー「つくタク」ご利用案内）からダウンロードまたは担当窓口で配布しています。

(2) 事前連絡

要望書を提出する前に、必ず当課まで電話連絡をお願いします。要望内容や条件を改めて確認させていただきます。

(3) 提出方法

要望書は、以下のいずれかの方法で提出してください。

- メール送信
- 郵送
- 総合交通政策課の窓口へ持参

6 注意事項

- 要望書の提出は、乗降場所の設置を保証するものではありません。提出された要望書は、審査の上で設置の可否を判断します。
- 設置条件を満たさない場合や審査基準に適合しない場合、要望が承認されないことがあります。
- 設置した乗降場所の利用状況が著しく低い場合は、当該乗降場所を廃止する可能性があります。

7 お問い合わせ先

つくば市都市計画部総合交通政策課

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所3階

電話：029-883-1111(代表) メール：ubn012@city.tsukuba.lg.jp